# 岩手県特定(産業別)最低賃金が変わりました!

岩手県特定(産業別)最低賃金が、令和元年12月28日から改定されました。 改定されたのは、次の6産業の最低賃金です。

以定と「いとのに、「八のの上来の最巨兵並とう。	
最低賃金件名	時間額
鉄鋼業、金属製品、その他の金属製品製造業	850円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	818円
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	827円
百貨店、総合スーパー	800円
自動車小売業	861 円
(参考) 岩手県最低賃金(令和元年10月4日発効)	790円

- 各種商品小売業は、平成28年12月11日に767円に改正されて以来、据え置きとなっています。
- ・最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は算入しません。
- ・複数の最低賃金が適用される場合は、最も高い最低賃金額が適用されます。 詳細は、商工会または岩手労働局労働基準部賃金室(TELO19-604-3008)に お問い合わせください。

## ~ 令和元年度の商工会費・記帳代行料の納付のお願い ~

会員の皆様には、確定申告に向けての準備や帳簿等などの整理で慌しくお過ごしのことと思いますが、商工会費、記帳機械化代行料及びシステム利用料等、本会に納入いただく金額がないかご確認の上、万が一、未納額がございましたならば納入願います。

なお、商工会では、会費等の件に限らずご意見ご要望を承っておりますのでお気軽にご連絡ください。

# 退職金の準備をお手伝いします ~安心・安全・国がつくった小規模企業共済~

### 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金等をあらかじめ準備する共済です。

### 掛金は全額所得控除

制度の特徴として掛金は、 「小規模企業共済等掛金 控除」として、全額所得控 除できます。

#### 受取時も税制メリット

共済金の受取時は、一括の 場合は「退職所得扱い」、 分割の場合は「公的年金等 の雑所得扱い」です。

そのほかにも、契約者貸し付けの利用が受けられることや、共済金の受給権は差押禁止債権として保護(国税等の滞納を除く)されるなどの特典があります。

詳細は、商工会(電話:697-5111)または中小機構(電話:050-5541-7171)までお問い合わせください。